

年金指導課

年金指導課は、日本年金機構が厚生労働大臣の監督の下で行う、事業主等に対する滞納処分等や立入検査等の認可等及びその結果報告に関する審査並びに厚生年金保険料等の納付の猶予の許可を行っています。

1. 滞納処分等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が厚生年金保険料等及び国民年金保険料について、滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

滞納処分等に係る認可

(ア) 厚生年金保険料等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可件数	153	161	171
認可事業所数(注)	131,780	117,693	145,699

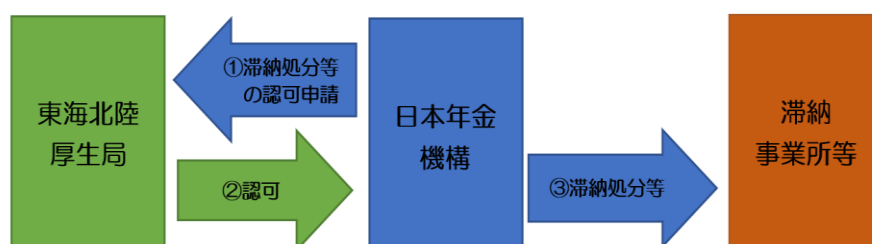
(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

(イ) 国民年金保険料

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可件数	23	22	18
認可人数(注)	17,056	11,067	12,536

(注) 同一個人において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

上記の「1. 滞納処分等に係る認可」の流れ図



2. 徴収職員及び収納職員の認可について

(1) 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」及び保険料等の収納事務を行う「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて、日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

徴収職員及び収納職員の認可

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可件数	9	10	8
認可人数	106	113	116

3. 立入検査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が厚生年金保険等の適用事業所に対する調査並びに未適用事業所への加入指導及び立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

立入検査等に係る認可

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可件数	46	46	35
認可事業所数	102,979	129,111	114,119

4. 受給権者等及び被保険者に関する調査等に係る認可について

(1) 概要

日本年金機構が厚生年金保険法や国民年金法等による受給権者等及び被保険者に関する調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

(2) 実績

受給権者等及び被保険者に関する調査等に係る認可

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可件数	6	1	3
認可人数	8	1	3

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

(1) 概要

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、保険料等の納付の猶予について、日本年金機構を経由し厚生労働大臣に申請することができるとしており、東海北陸厚生局では、この申請の許可業務を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた厚生年金保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

(2) 実績

厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可件数	0	0	10
不許可件数	0	0	0

(令和6年度は、令和6年能登半島地震による災害の影響により、許可申請件数が増加しました。)